

ウクライナ国民への医療支援について（お願い）

去る2月24日より開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、多くのウクライナ国民に多大なる被害が出ています。

このような事態を憂慮し、日本医師会では全国の医師会および会員の先生方からウクライナ国民に対する医療支援を行うための寄附口座を開設しました。是非とも趣旨にご賛同いただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 支援金受付

- 銀行名：三井住友銀行 神田支店
- 口座番号：普通預金 3549308
- 口座名：公益社団法人 日本医師会 ウクライナ医療支援金
- フリガナ名： ジャーニホシカイ ウクライナイヨウシエンキン

※手数料は各自ご負担願います。

※税務上の取扱い

この度の支援金の税法上の扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金の控除（所得控除又は税額控除）、法人（医療法人等）の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。なお、税法上の取扱いについて詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

2. 受付期間

令和4年3月9日～4月15日

3. 支援金申込書

支援金申込に際しては、「支援金申込書」に必要事項をご記入のうえ、日本医師会経理課へご送付ください。

[支援金申込書のダウンロード（PDF：80KB）](#)

4. 問い合わせ先

日本医師会 経理課

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

電話：03-3942-6486（直通） メール：keiri@po.med.or.jp